

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成17年10月14日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「北部農林振興事務所地域調整係調整員の自宅住所」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成17年10月25日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「北部農林振興事務所職員名簿」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分

住所及び電話番号

（2） 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年11月1日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「北部農林振興事務所地域調整係調整員の自宅住所及び電話番号」（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、その他の不開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

4 諮 問

平成17年11月10日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

北部農林振興事務所職員名簿の不開示部分のうち、地域調整係調整員の自宅住所及び電話番号の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人の買収単価を地元自治会長に漏らした。これは地方公務員法第34条の守秘義務違反であり、調整員個人を検察庁へ告訴し、民事訴訟を考えており、そのため自宅住所及び電話番号が必要である。

公人として買収単価を漏らしたのではなく、自治会長が県のOBであるため、調整員個人の考えで漏らしたため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件開示請求において請求する行政文書の名称として記載されていたのは、「北部農林振興事務所地域調整係調整員の自宅住所」である。これは調整員の自宅住所が記載された行政文書の開示を請求するものだと考えられるため、この請求内容に該当する文書について実施機関において検討した結果、農林部災害対策本部動員要領に基づく職員の動員区分を周知するため作成された「北部農林振興事務所職員名簿」を開示請求対象の行政文書として特定したものである。

2 条例第7条第2号の該当性について

一般的に、個人の住所及び電話番号が「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるも

の」に該当することはあきらかである。

次に、同号ただし書について検討する。個人の住所及び電話番号が「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことはあきらかである。

また、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」についても、公務員の自宅の住所及び電話番号が「その職務の遂行に係る情報」であるとは考えられない。

したがって、北部農林振興事務所地域調整係調整員の自宅の住所及び電話番号は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、北部農林振興事務所職員名簿のうち、職員の住所及び電話番号について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原

則として不開示とする旨規定している。

職員の住所及び電話番号は、上記条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

職員の住所及び電話番号は、特定の幹部職員を除き、市販されている奈良県職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに掲げる情報に該当しない。

また、これらの情報は、本号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

さらに、これらの情報は、職員個人の私生活に関する情報であり、公務員の具体的な職務遂行との直接の関連を有する情報に当たらないため、本号ただし書ウに掲げる情報にも該当しない。

(3) まとめ

したがって、北部農林振興事務所職員名簿のうち、職員の住所及び電話番号は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年11月10日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成17年12月14日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 3月 1日 (第105回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年 4月 5日 (第106回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年 6月 7日 (第107回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成18年 8月10日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授(理科教育)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授(行政法)	

(平成18年8月10日現在)